

## 熊本市がん検診推進事業子宮頸がん検診実施要綱

制定	平成21年	8月19日	熊本市長決裁
改正	平成22年	5月31日	熊本市長決裁
			(略)
	平成26年	3月25日	健康福祉子ども局長決裁
	平成27年	3月25日	健康福祉子ども局長決裁
	平成28年	4月1日	健康福祉局長決裁
	平成29年	3月28日	健康づくり推進課長決裁
	平成30年	4月1日	健康づくり推進課長決裁
	平成31年	4月1日	健康づくり推進課長決裁
	令和2年	3月12日	健康づくり推進課長決裁
	令和4年	3月29日	健康づくり推進課長決裁
	令和7年	4月1日	健康づくり推進課長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、熊本市が実施するがん検診において、特定の年齢に達した女性に対し、子宮頸がんに関する啓発資料及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券（以下「クーポン券」という。）を送付する熊本市がん検診推進事業子宮頸がん検診について必要な事項を定めることにより、子宮頸がん検診における受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的とする。

### (事業の実施期間)

第2条 事業の実施期間は、毎年7月1日から翌年3月31日とする。

### (対象者の把握)

第3条 事業の対象者は、当該年度の4月20日（以下「基準日」という。）に熊本市に住民票を有し、かつ、前年度3月31日時点の年齢が20歳の女性とする。この場合において、対象者は、保健福祉系システムにより抽出するものとする。

2 前項に掲げるもののほか、同項の対象者に準ずる者として市長が特に必要と認める者については、事業の対象者とする。

3 第1項の規定にかかわらず、基準日後に本市に転入した者であって同項に規定する年齢に該当する者は、事業の対象者とする。この場合、海外から転入した者も事業の対象者とする。ただし、4月1日から転入の日の前日までに転入前の市区町村におけるがん検診推進事業子宮頸がん検診の適用を受けた者については、事業の対象者としなない。

4 基準日後に本市を転出した者については、事業の対象者としなない。

### (クーポン事業の内容)

第4条 市長は、第3条第1項に規定する対象者に、事業開始時期までにクーポン券、啓発資料及び受診案内を一括して送付するものとする。

2 第3条第3項に定める者については、熊本市がん検診推進事業子宮頸がん検診クーポン券交付申請書（様式第1号）により本市のクーポン券を交付する。

3 クーポン券の有効期間は、毎年7月1日から翌年2月末日とする。ただし、次の者については、熊本市がん検診推進事業子宮頸がん検診クーポン券期間延長申請書（様式第2号）により、有効期間を同年3月31日までに延長することができるものとする。

(1) 転入者であって、転入前の市区町村の有効期間が本市の有効期間を超えて、設定がある場合

(2) 妊娠、出産、授乳中により有効期間内に受診できなかった者

(3) 病気、怪我等による長期入院、療養により有効期間内に受診できなかった者

4 クーポン券が使用できる検診機関は、第13条第2項に規定する検診実施機関とする。

### (クーポン券の使用)

第5条 クーポン券を使用して検診を受けようとする者は、受診する前に、第13条第2項に規定する検診実施機関において、クーポン券を引き渡さなければならない。

2 前項の場合において、対象者は、医療保険の被保険者証、運転免許証その他の住所、氏名及び生年月日を証

するに足りる書類を提示しなければならない。

(検診内容)

第6条 クーポン券を使用することにより受ける検診は、問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とし、必要に応じてコルポスコープ検査を行う。各検診については、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針(厚生労働省健康局長通知平成20年3月31日付け健発第0331058号。以下「指針」という。)に基づき実施するものとする。

(費用)

第7条 クーポン券を使用することにより受ける検診に係る費用は、無料とする。

(助成金の交付)

第8条 クーポン券対象者のうち、健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2及び指針に基づき熊本市が実施する子宮頸がん検診を受診し検診料を支払った者については、助成金を交付することができる。

2 前項の規定による交付に関する必要な事項は、市長が別に定める。

(資格の喪失)

第9条 クーポン券の送付を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、クーポン券の使用資格を喪失するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 当該クーポン券の有効期間が切れたとき。
- (3) 市外に転出したとき。
- (4) クーポン券の使用を辞退したとき。

(クーポン券の再交付)

第10条 クーポン券紛失等の場合は、本人が事業に基づく検診を受けていないことを確認した上で再交付することができる。

2 前項の規定により再交付を受けようとする者は、熊本市がん検診推進事業子宮頸がん検診クーポン券再交付申請書(様式第3号)により申請しなければならない。

(費用の返還)

第11条 クーポン券を使用する者は、偽りその他不正手段によりクーポン券を使用したことが判明した場合は、当該使用により受けた検診に係る費用の全部又は一部を返還しなければならない。

(検診の実施)

第12条 検診は、委託により実施するものとする。

(実施方法)

第13条 検診は、毎年7月1日から翌年2月末日の間において、個別検診(検診実施機関において個別に実施する検診をいう。以下同じ。)及び集団検診(検診車により巡回して行う検診をいう。以下同じ。)により実施するものとする。なお、特に市長が認める場合は、同年3月31日まで実施することができるものとする。

2 検診実施機関(前条の規定による委託により個別検診又は集団検診を行う機関をいう。以下同じ。)における検診の受付時間は、各検診実施機関の診療時間内とする。

3 検診実施機関の受付に当たっては、本市が発行した真正のクーポン券であることを確認し、及びクーポン券に記載された住所、氏名について医療保険の被保険者証、運転免許証その他の住所及び氏名を証するに足りる書類により本人を確認することとする。

(結果の通知)

第14条 第12条の規定により本市が委託した機関(以下「検診受託機関」という。)は、検診結果を速やかに受診者に通知する。この場合において、精密検査が必要な者(以下「要精検者」という。)に対しては、結果通知書に精密検査依頼書を添えて送付する。

(結果の報告)

第15条 検診受託機関は、受診者名簿及び電子媒体による検診結果に係る指定の様式を提出することにより、本市へ検診の結果を報告するものとする。

(精密検査)

第16条 精密検査は、要精検者に対し、原則として熊本県がん検診従事者(機関)認定協議会が認定した精密検査機関にて受診するよう勧奨する。

2 精密検査を実施した機関は、その検査結果について、速やかに検査実施機関へ報告するものとする。ただし、検診実施機関が精密検査機関となっている場合はこの限りでない。

3 精密検査は保険診療扱いとし、その方法は検診結果に基づき、コルポスコープ下の組織診や細胞診、HPV検査等を組み合わせたものにより行うものとする。

(事後管理)

第17条 検診受託機関は、要精検者の精密検査の受診状況の有無・受診結果等を要精検者台帳等に記録し、本市へ報告するものとする。

2 本市と検診受託機関は、相互に連携をとり、精密検査の未受診者に対しての受診指導を行う。

(記録等の整備)

第18条 本市及び検診受託機関は、検診及び精密検査の結果等の集計及び整理を行う。

2 検診実施機関は、検体及び検査結果を少なくとも5年間保存しなければならないものとする。

(事業評価)

第19条 本市は、今後のわが国におけるがん検診事業評価の在り方報告書（平成20年3月厚生労働省がん検診事業評価に関する委員会報告。以下「報告書」という。）に規定する子宮頸がん検診のための事業評価のためのチェックリスト（市町村用）により、検診の実施状況を把握するものとする。

2 検診実施機関は、適切な方法及び精度管理の下で子宮頸がん検診が円滑に実施されるよう、指針に基づく子宮頸がん検診のための事業評価のためのチェックリスト（検診実施機関用）により細胞診等の精度管理に努めるものとする。

3 検診受託機関は、第16条第1項の精密検査機関と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努めなければならないものとする。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

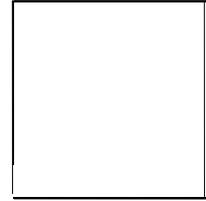
様式第1号（第4条第2項関係）

受付印

熊本市がん検診推進事業子宮頸がん検診・乳がん検診 クーポン券  
交付申請書

熊本市長宛

私は、下記のとおり熊本市がん検診推進事業子宮頸がん検診・乳がん検診クーポン券交付を申請します。



※太枠内のみ記入をお願いします

年 月 日

申請者 (本人)	住所	熊本市		生年月日	S H	年 月 日
	フリガナ		TEL	自宅		
	氏名			携帯		
	転入日		転入前の住所			

クーポン種類	交付日	交付担当者氏名
子宮頸がん検診	年 月 日	
乳がん検診	年 月 日	

< 受付確認欄 >

身分証確認済（保険証・運転免許証・その他）

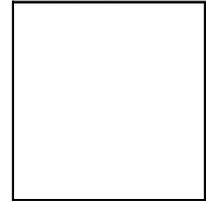
代理申請者氏名

代理申請者身分証確認済

様式第2号(第4条第3項関係)

熊本市がん検診推進事業 子宮頸がん検診・乳がん検診クーポン券  
期間延長 申請書

受付印



熊本市長宛

私は、下記のとおり熊本市がん検診推進事業子宮頸がん検診・乳がん検診クーポン券の期間延長を申請します。

※太枠内のみ記入をお願いします

年 月 日

申請者 (本人)	住所	熊本市			生年月日	S H	年 月 日
	フリガナ 氏名		TEL	自宅			
				携帯			
期間延長理由	転入 ・ 妊娠出産 ・ 授乳中 ・ 病気 怪我						

クーポン種類	再交付日	交付担当者氏名
子宮頸がん検診	年 月 日	
乳がん検診	年 月 日	

< 受付確認欄 >

- 身分証確認済 (保険証・運転免許証・その他)
- 台帳確認済
- クーポン期限修正

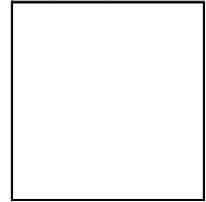
代理申請者氏名

代理申請者身分証確認済

様式第3号(第10条第2項関係)

熊本市がん検診推進事業 子宮頸がん検診・乳がん検診クーポン券  
再交付申請書

受付印



熊本市長宛

私は、下記のとおり熊本市がん検診推進事業子宮頸がん検診・乳がん検診クーポン券の再交付を申請します。

※太枠内のみ記入をお願いします

年 月 日

申請者 (本人)	住所	熊本市			生年月日	S	年	月	日
	フリガナ 氏名		TEL	自宅	H				
				携帯					
再交付理由	紛失 ・ その他 ( )								

クーポン種類	再交付日	交付担当者氏名
子宮頸がん検診	年 月 日	
乳がん検診	年 月 日	

< 受付確認欄 >

身分証確認済 (保険証・運転免許証・その他)

代理申請者氏名

台帳確認済

代理申請者身分証確認済